



医政発第 0331020 号

平成18年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律の施行等について

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第39号。以下「改正法」という。）については、昨年5月2日付けで公布され、本年4月1日より施行することとされたところである。

貴職におかれては、下記の改正内容を御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に周知方願いたい。

## 記

### 1. 臨床検査技師の定義の見直し

臨床検査技師の定義を「医師又は歯科医師の指示の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者」に改めることとされたこと。

### 2. 衛生検査技師の廃止

医療及び検査技術の高度化等に伴い、業として検査を行う者の質を担保し、検査の正確性を確保する等の観点から、衛生検査技師の資格を廃止することとされたこと。

### 3. 経過措置

#### (1) 臨床検査技師国家試験の受験資格に係る特例

改正法の施行の際現に衛生検査技師免許を受けている者が、大学又は文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した臨床検査技師養成所において生

理学的検査及び採血に関する科目で厚生労働大臣が指定するものを修めた場合には、平成20年度末までの間は、臨床検査技師国家試験を受けることができることとされたこと。

(2) 衛生検査技師の業務の継続に係る特例

改正法の施行の際現に衛生検査技師免許を受けている者又は(3)により従前の例による衛生検査技師免許を受けた者については、引き続き、衛生検査技師の名称を用いて、医師の指導監督の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査及び生化学的検査(以下「検体検査」という。)を行うことができることとされたこと。

(3) 衛生検査技師免許の付与に係る特例

改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号。以下「旧法」という。)の規定による衛生検査技師免許を受けることができる者が衛生検査技師免許の交付申請を行った場合には、厚生労働大臣は、平成22年度末までの間は、従前の例により衛生検査技師免許を与えることができることとされたこと。

(4) 旧法等の規定の適用

改正法の施行の際現に衛生検査技師免許を受けている者又は(3)により従前の例による衛生検査技師免許を受けた者に係る旧法等の規定の適用については、従前の例によることとされたこと。

4. その他

これまで発出された関係通知等については、当該通知中の「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令」、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則」等の用語については、別途の通知等が発出された場合を除き、それぞれ「臨床検査技師等に関する法律」、「臨床検査技師等に関する法律施行令」、「臨床検査技師等に関する法律施行規則」等と読み替える等の必要な措置を講じた上で、引き続き適用されるものであること。